

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第1回丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会
- 2 開催日時 令和8年1月14日(水) 13時30分から15時00分まで
*受付時間(13時15分から13時25分まで)
- 3 開催場所 丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委員 安達 鷹矢、安部 梨杏、清野 未恵子、吉良 佳晃、倉 剛史、
田代 優秋、谷垣 友里、山田 俊朗、横山 宜致
(敬称略・順不同)
 - (2) 執行機関 竹見 聖司、藤田 尚位、中瀬 文隆、西尾 友寛
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 7 会議資料の名称
丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料(概要)

丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料(詳細)

丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会設置要綱
- 8 審議の概要
 1. 開 会
 2. あいさつ
 3. 委嘱状交付
 4. 自己紹介
 5. 委員長・副委員長の選任
委員長に田代 優秋委員、
副委員長に山田 俊朗委員が選任された。
 6. 協議事項
(委員長)
それでは資料について、説明をお願いします。

(事務局)

※事務局より資料1・2について説明※

(委員長)

委員より何か意見はあるか。

(D 委員)

詳細資料のP7で説明をいただいた認知度調査について、自然の豊かさ、美しさを感じるかという問のところで、若い世代の方が多く理由はなぜかということと言及されていたが、相関しているのではないかと思っている。例えば、この質問事項の中に「今の自然に対して危機感をおぼえているか」という項目があった場合に、若い世代が別に危機感を覚えておらず今の状態が最高だと認識していたとすると、丹波の森構想にコミットしなくとも、もう現状が豊かだからもういいじゃないか、という形になることもありうる。そうした意味も含め、アンケート項目のなかで、他の質問事項の内容を教えてください。また、かつての丹波の森宣言が採択された際は、開発圧力への対応というわかりやすい状況だったと思うが、現状はそうしたロードマップが必ずしも明らかではなく、それが描きにくいからこそ、浸透が難しい状況になっている部分があるのではないか。

(事務局)

このアンケートの他の質問について、問1が「丹波の森宣言等を聞いたことがあるか」、そして問2が問1であると聞いた人に対するもので、「活動や理念を知っているか」、そして、問3が「自然の豊かさを感じますか」、問4が「景観の美しさを感じますか」、問5が「歴史や文化の魅力を感じますか」、問6は「地域の素朴さや人情、安らぎや活力を感じますか」という質問になっている。

(委員長)

このアンケートは公開されているのか。

(E 委員)

県民意識調査の結果であることから、公開されているはずである。なお、丹波地域の調査において、丹波の森づくりに関する項目を6つ入れていただき調査したものである。回答者数は確か220程であった。

(G 委員)

丹波の森宣言ができた当時、少し小さなサイズの書籍を作成した。それをみていただけれ

ば、ロードマップとまではいわないにせよ、視覚的に理解できるものではないかと考える。

(事務局)

その書籍について、こちらの手元にはこのとおりあるが、あいにく委員の分がないため、次回の委員会で配布できるよう調整する。併せて、丹波の森の30周年記念誌についても用意したい。

(A委員)

同じく資料7ページの認知度調査について、60歳以上は知っている人が多いが、活動内容を知っている人の割合は少ない。逆に、40歳から59歳は聞いたことがある率は低いが活動内容を知っている割合は高い状況のように見受けられる。丹波の森宣言については、認知はされていると思うが、何を意味するか、内容を知っているかなど、深く知っているかどうかという問題ではないか。おおまかには、60歳以上は知っているが興味は少なく、40歳から59歳の人、知っている人は少ないが興味は少しあり、18歳から39歳の人、知らないし興味も少ない、ということではないか。どの層をテコ入れしたいかということは決めていくべきなのかなと思っている。全世代に対して共通の言葉を使うと、多分興味を持ってもらえないかなと思っていて、そのあたりを決めてプロモーションとしてやればいいのか。少し個人的な話をさせていただくと、丹波の森宣言等については全然知らずに丹波篠山市に移住してきた。私が生まれた時ぐらいから、このような丹波の森構想があって、それが脈々と続いてきていて、そんなことは知らずに自然に惹かれて丹波篠山に来たんだと実感した。ただ、先ほど他の委員が言ってたように、若い世代ってこれがいいと思っている、でもその背景に何があってこうなっているかということは知らないんだと思う。世代によって伝えるべきことは変わるとは思うが、若い世代に関しては本当に噛み砕いて説明すれば共感してもらえるものではないかと考えている。

(C委員)

議論の前提を確認しておきたい。丹波の森協会の理事も務めている背景もあり、理念の浸透をテーマに掲げていることはよく理解しているつもりである。その“理念の浸透”と“条例制定”の関連、つまり丹波篠山市には多くの条例があるなか、日本酒で乾杯条例のように具体的な政策が日常生活にかかわりがあるものと、そうではないものなど、多様な条例があると考えている。そうした意味で、この条例化ということを目標に置くことが本当に良いのかということ、そして仮にその条例が、資料(概要)の論点説明に係る図における点線囲み部分、丹波の森協会における丹波の森宣言・丹波の森構想に対応するとすれば、上位の条例として位置づけられるような雰囲気がある。つまり、丹波篠山市の計画全体に影響を及ぼすような条例制定という意味も踏まえて今回の検討に臨まれているのか、市長協議における条例化のポイントを教えていただきたい。加えて、去年改訂されているふるさと森づくり

構想については、皆さんに知っていただきたいものであり、私としては、丹波の森づくり宣言、構想を丹波篠山として具現化したものであると理解をしていた。こうしたものも含め、仮に条例化された場合に、他の取り組みとの扱い、整理についてはどうなるのか。

(委員長)

委員会では、直接的に条例をつくるとはいっておらず、現在にとどまらず、将来に渡って持続的に市民と共有していくために必要な事項を検討する、とある。その一つのアイデア、きっかけとして、事務局としては条例制定を提案してきている。この点は、委員会運営の立て付けに関わるものであり、委員の中で腹落ちしておくべき事項であることから、説明を求める。

(事務局)

この資料でご説明させていただいたように、この位置づけであれば、上位条例というイメージを持たれるのも自然なことと考える。現状、事務局のイメージとしては、ハブみたいな条例のイメージを持っている。丹波の森づくりの理念に基づく条例としては、景観条例やまちづくり条例、コミュニティ関係の地区のまちづくり推進条例、環境基本条例、農都創造条例など、様々な条例があり、そうした個別具体の実効性を持つ機能的な条例というものは既に多く制定されている。その中心、ハブになるような条例を作って、それらをつないで啓発も含めて連動させるようなイメージを持っている。丹波の森づくりの理念の浸透に関していうと、第一義的には丹波の森協会が担うところであることから、これまでの取り組みの検証も含めて丹波の森協会が主体的に担っていくことが基本にあると考えた。そうした上で、丹波篠山市として何ができるか、丹波篠山市でしかできないことは何かというところを突き詰めていくと、条例制定というものが浮かび上がってくると考えた。では、その条例はどのようにあるべきかという点なども含めて検討委員会の中で検討いただけたらと考えている。

(F委員)

今の議論は本当に大切な点である。重ねて質問するが、丹波篠山市が施策上、何か宣言をするような条例のイメージなのか。それとも、何かを規制するもの、例えば景観条例であれば県条例を補完するような条例を丹波篠山市として制定しているものもある。しかしこの資料を読むと、規制するような条例ではないと推察する一方で、補助金予算が付くようなものでもないと思う。であれば、市が理想とする将来像を宣言するような条例になるのか。

(G委員)

この論点と関連して、憲章や宣言ではなく条例とするあたりも説明願いたい。

(事務局)

まず1点目のご質問については、今回の条例については市長協議のなかでも、宣言のようなイメージ、もっというと理念条例のような要素が多分にあると考えている。そうした意味では、どれだけそれを実効性を持たせるかという議論は逆に言うと大いにあるとは思いますが、一旦は理念的なものをイメージいただいているのではないかと。次に2つ目の法形式の問題について、憲章は、それぞれの自治体の議会基本条例のルールを除けば議決事項ではないが、条例については必ず議会の議決を経ないといけない。そういった意味では、住民代表の議決というプロセスを経て制定されるものとそうでないものでは、約束としての重みに違いが出てくるといえるのではないかと。ただし、丹波篠山市においては議会基本条例によって憲章や宣言も議決事項に加えていることから、先ほどいった意味での重みの差というものはないということになると考える。

この条例が憲章、あるいは宣言になるのかについては法形式の問題であって、本質的には、理念的なものを押さえるということであると認識している。森づくり条例や土地利用基本条例などの個別の条例のさらに上位にあるような考え方を基本として持っておいていいのではないかと。先ほどある委員が「自分たちが今まで取り組んできてきたことが、実は丹波の森構想で想定されていたものであったとわかった」というようなことを言われていたが、悪くいうと手のひらで転がされていた、そういう中で動いてきたというところがあるということではないかと。ただ、結果的に丹波の森宣言等に基づく取り組みによって今があるということが伝わっていない部分もある。こうしたなかで、これまでの流れを未来にもつないでいこうとするならば、一旦立ち止まって整理をして、バックボーンみたいなものをしっかり作って、これからのまちづくりの根本に据えようという考えではないかと認識している。

(F委員)

市長のあいさつをはじめ、事務局の説明のなかでも普遍的な取り組みとしたいというのが何回か出てきた印象がある。条例化しようとする目的として、普遍的ということが重要なポイントなのか。

(委員長)

この検討会では、論点や目的を事務局から提起はしているが、あくまでも事務局からの提案なので、委員として、他に議論すべき点があるとか、市民がこの考えを継承していくにあたっては、こういうことをした方がいいのではないかと等、委員としての考えを言っていたきたい。事務局の提案の枠の中で議論し過ぎると条例の内容や議論が矮小化してしまう恐れもある。事務局からの提案に議論のフォーカスはありつつも、その周辺領域を含めて議論いただきたい。

(E 委員)

昭和 63 年に丹波の森宣言が採択された背景として、都市化が進んで、また地域のつながりがなくなってくるというような危機意識みたいものがあったということではないか。いまの子どもたちってというのは、目に入った山を見て、自然豊かで綺麗だと思いかもしれないが、実際に山に入ってみると遠くから見るのとは全然違う状況で、なかには山として死んでしまっているという状況がある。現状としてはこうした問題もあるということも、知らせていくことも必要ではないか。加えて、丹波の森宣言、丹波の森構想の考え方を今の時代と擦り合わせていくという作業も必要ではないか。

(C 委員)

丹波の森づくり構想については、例えば自然を「守る」っていう、守りの印象がとても強い。逆に丹波篠山の森づくり構想等は活用していくことに重きを置いている印象がある。時代の空気もそういう方向に寄ってきているように思うことから、丹波の森構想を下敷きしながら、丹波篠山独自の文言、言葉遣いを検討していければいいのではないか。

(F 委員)

その点については大変賛成である。先日、兵庫県立丹波並木道中央公園の公園在り方検討委員会に参加した。事の発端は県が兵庫県立明石公園の木を切ったことを発端に、県内の県立公園で在り方検討委員会を持つことになった。地域性を踏まえ、兵庫県立明石公園には兵庫県立明石公園の、兵庫県立丹波並木道中央公園には兵庫県立丹波並木道中央公園の検討委員会が開催された。兵庫県立明石公園では“切ることが悪”という前提の調整であったのが、丹波地域は市民の意見を聞くと、“森は切るもの、切って使うものなんだ”というものであった。逆になぜ明石の人は松を切って怒ったのか、という話もあつたくらいで、とても篠山らしいなと思った。ただ、似たような事例でいうと、篠山城のお堀の桜の木を切ろうとした時、相当の市民から意見が出たということも生々しく記憶に残っている。木の在り方、守ると活かすの整理は一定程度ついている丹波篠山市民だからこそ、守るために動くかつ守るために使うっていうのが丹波篠山らしくていいのではないか。

(C 委員)

やはり地域の方に認知していただくなら、相当おもしろい条例名なり宣言名にしないとイケないのではないか。内容にしてもそうで、今まで通りの丹波の森づくりで進めてしまうと、すーっと流れていってしまうほど、丹波の森づくりは当たり前の風景になっている雰囲気がある。その部分の工夫は必要であり、ターゲットに効果的に刺さる言葉というものも考える必要がある。

(B 委員)

若い世代に関心を持ってもらうためには、印象に残る言葉、いわゆるキラーフレーズが必要ではないかと感じている。一方で、資料中では「丹波の森」という言葉が頻繁に使われており、読み進める中で内容が把握しにくくなる面もある。表現方法について、さらなる工夫ができるのではないか。

(委員長)

各種条例がある中で、今回の条例のイメージは各種条例をつなぐようなものと説明があったが、それはそれでよくわからないところもある。そうしたところも含め議論を続けていけばいいのではないかと考えている。この委員会では、一定の方向性としては条例を目指してはいるものの、条例は市民にとっての法律になることから、市民としての責務を書き込むことがあることも踏まえ、重たいものである。こうしたことから、ここのメンバーですら合意できてないものは市民には到底受け入れられないと思うので少しでも議論した方がいいのではないかということがあればぜひ意見いただきたいと考えている。

(A委員)

確かに委員会設置の背景、問題意識を解決するときに、条例の制定ということ自体が果たして正しいのかなというのは感じた。市民目線で話をすると、亀岡のエコアクションみたいなものは、生活に影響するレベルの話がされていることから、市民にも伝わる、浸透していくんだらうなと考えている。丹波篠山のオーガニックビレッジ宣言についても、オーガニックな生活が市民の中にどれくらいあるのかっていうところはわからない。丹波の森に関するアクションプランみたいなものはあるのかどうか。

(E委員)

アクションプランについては、丹波の森協会として策定しており、丹波の森協会として3年間をどのように取り組んでいくかというものである。地域の皆さんや行政の取り組む方向を示すのが丹波の森創造プランであり、創造プランの推進に際し、協会は何をしていくのかを示すのがアクションプランとご理解いただいていいのではないか。最後に伝えておきたいのは、丹波の森宣言は住んでる人が元気で楽しく暮らしているということが最終目標だと思っている。そうした意味では、資料のイメージ図は、やはり緑をつくる、森をつくるみたいな印象を与えてしまう。丹波の森協会ではそうしたイメージ図は作らず元気な暮らし、その根底に丹波の森宣言があるというような構成にしていたりもするので、お伝えしておきたい。

(委員長)

ほかに意見はあるか。

(委員全員)

意見なし。

(委員長)

皆さんから率直なご意見をいろいろいただいてよかったと思っている。その上で、条例という一定の方向性は理解しつつも、それが最適な答えなのか、あるいは条例プラスもう一つ何か別のもの、オプションがあるとも考える。次回の委員会では、条例という一定の方向は意識しつつも、なぜ条例なのかという部分の確認や、条例の位置づけ、実効性の部分、言葉・伝達力など、条例として具現化するにあたっての要件みたいなのを少し明確にしていければと考えている。

それでは、事務局より何かあればお願いします。

9. その他

(事務局)

※基本的に紙ベースでの資料配布をしないことについて提案し承諾

※今後のスケジュールについて2/17(月)13:30から第2回の検討委員会を開催

10. 閉会

副委員長あいさつ